

佐賀県唐津市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（１）促進区域

促進する区域は、令和5年10月1日現在における佐賀県唐津市の全域(48,760ha)とする。

本区域には、自然公園法に規定する玄海国定公園が一部含まれるため、玄海国定公園の区域内で実施する地域経済牽引事業計画を承認する場合には、佐賀県の自然環境部局と事前に調整を図る。

また、本促進区域には、下表で○を記載した区域が含まれており、－を記載した区域は含まれない。さらに、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。なお、「8. 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。



自然公園法に規定する国立・国定公園区域	○
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区	○
自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域	○
自然公園法に規定する都道府県立自然公園	○
環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落	○
生物多様性の観点から重要度の高い湿地	○
自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域	○
シギ・チドリ類渡来湿地	－
国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等	○

（２）地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

唐津市（以下、本市）は佐賀県北西部の位置にあり、市域は、東西約36km、南北約30kmに及び、総面積は約48,760haで、佐賀県全体の約20%を占めている。本市の東部は福岡県糸島市、佐賀市、南部は多久市、武雄市、伊万里市、西部は玄海町、伊万里湾を隔てて長崎県松浦市に境界を接し、北部は玄界灘に面している。また、東部は脊振山系が唐津湾に

向かってなだらかに傾斜し、中部は松浦川の流域に沿って平坦部が広がり、西部には丘陵地帯の上場台地がある。その地先をなす唐津湾は带状の松原と砂浜が両翼に広がり、湾のほぼ中央に高島がある。近郊の海には、神集島、小川島、加唐島、松島、馬渡島、向島の離島群が東松浦半島を取り囲むように位置している。

本市の代表的な農畜産物は、全国的に有名な佐賀牛や都道府県別の生産量日本一を誇るハウスミカンなどであり、さらに、広大な玄海灘に面することで、豊富な水産業の恵みを受け、農林水産業をはじめとする第一次産業が盛んである。さらに、日本の文化、茶道では唐津焼の器が好まれ、古くから「一楽二萩三唐津」と称されて名高い。さらに、伝統的な地域文化を育む「唐津くんちの曳山行事」を含む「山・鉾・屋台行事」が2016年に国連教育科学文化機関（ユネスコ）の無形文化遺産に登録された。

②インフラの整備状況

（鉄道・道路）

道路網は、福岡県、伊万里市方面に通じる国道202号が市を東西に横断しており、佐賀市方面に通じる国道203号が南北に縦断している。さらには、国道323号は浜玉・七山地区を通り佐賀市へ、国道204号は東松浦半島を巡回し伊万里市へと通じている。また、西九州自動車道及び佐賀唐津道路の開通により、本地域は福岡都市圏、佐賀都市圏とのアクセス性が非常に高くなり、市中心部から福岡都市圏までは車で約60分、佐賀市までは約70分程度の所要時間となり、産業面や観光交流の面で大きな効果が期待されている。

鉄道網は、九州旅客鉄道（以下、JR）によりJR唐津駅を基点として、JR筑肥線が海岸沿いに福岡市へと、JR唐津線が佐賀市へと通じており、JR山本駅を起点として、JR筑肥線が伊万里市へと通じている。

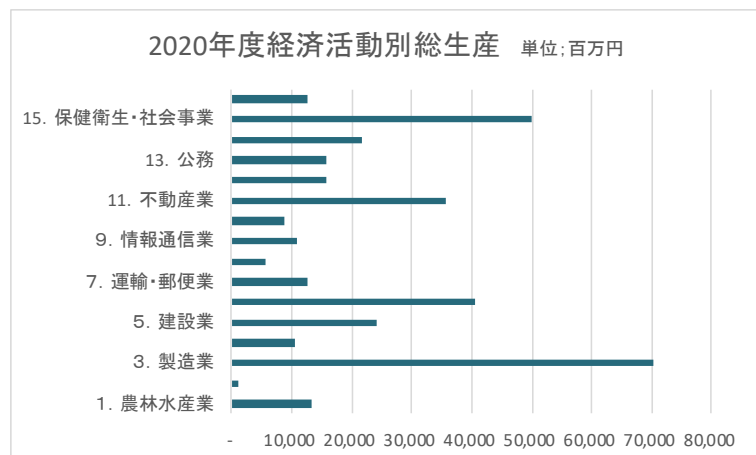
（港湾）

唐津港は天然の良港であり、「虹の松原」などの美しい景観を持つ。昭和45年に港湾計画が改訂され、外内貿ふ頭の整備、工業用地の造成、レクリエーション施設の整備が進められ、現在は多機能港湾として活用されている。妙見地区での建設資材の取り扱い、水産ふ頭地区での魚の水揚げ、そして大島地区のエネルギー産業が存在する。東港地区は「みなとオアシス」として登録され、フェリーやクルーズが発着する。大規模災害時には、平成28年に耐震化整備が始まった耐震岸壁が物資輸送の拠点として利用される。クルーズ船の受け入れ施設としては、妙見岸壁と東港岸壁の2つがあり、それぞれ5万トン級、2.6万トン級のクルーズ船の受け入れが可能である。令和元年10月29日からクルーズ船の寄港が停止していたが、令和5年4月4日に再開され、同年12月までに13回の寄港が行われた。

③産業構造

2020年（令和2年）度の市内総生産額3,496億円（2020年佐賀県市町民経済計算）の産業構成内訳をみると、最も生産額が高い産業は製造業（702億円、20.1%）となっており、続いて保健衛生・社会事業（498億円、14.3%）、不動産業（357億円、10.2%）となっている。産業のうち、製造業や観光関連産業（サービス業、卸売・小売業の一部）農林水産業といった産業は、市内だけでなく市外への産出を生み出し、外貨を稼ぐ産業であることか

ら、本市の経済活性化にとって重要な産業であると言える。また、再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）資源に恵まれた地域であり、この豊かな地域資源を有効活用して、脱炭素化の実現に向けて再エネ関連ビジネスの拡大を図ることを目指している。特に佐賀県唐津市沖等



の海域は洋上風力発電に適した風況を有しており、令和3年（2021年）9月、佐賀県唐津市沖は再エネ海域利用法に基づく「一定の準備段階に進んでいる区域」に整理された。

④人口分布の状況

唐津市の人口（唐津市論点データ集基礎データ編）は昭和55年の142,224人から平成27年には122,785人へと減少している。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和47年には73,444人となり、平成27年比で約47.86%の減少が見込まれる。このような人口の減少は経済規模の縮小や生活水準の低下を引き起こす可能性があり、唐津市もこれを重要な課題として取り組みを進めている。また、本市の人口構成を見ると、老年人口の割合が高く、生産年齢人口の割合が低いことが明らかである。年少人口や生産年齢人口は減少しており、老年人口は増加している。平成27年の国勢調査によれば、高齢化率は29.2%で、全国平均や佐賀県平均を上回っている。一方で、出生数と死亡数の動向を見ると、死亡数の増加と出生数の減少が続き、社会減の状況も顕著である。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（1）目指すべき地域の将来像の概略

本市は、再エネの積極的な地域への導入を推進し、脱炭素社会の構築と再エネ産業を中心とした新産業創出及び雇用拡大の切り札ととらえ、市内への太陽光発電の導入やバイオマス発電所の誘致など官民を挙げて推進してきた。

また、第2次唐津市総合計画の後期基本計画の中で「再エネ関連産業の集積」を基本施策の一つとして位置付けている。数値目標は「再エネ発電設備導入容量(kW)」として、「基準値(H30年12月末現在)；169,684、目標値(R6年12月末時点)；249,276」を設定している。

平成25年(2013年)には、「唐津市再生可能エネルギー総合計画（以下、再エネ総合計画）」を策定した。また、令和5年（2023年）度中には「再エネ総合計画」の改訂を実施し、政策等の変化を捉え、SDGsの三側面（環境、経済、社会）の視点から目標を設定し、脱炭素化と地域活性化を実現する新たな計画を策定する。

この新たな計画に基づき、唐津市の自然環境を最大限に活かした再エネの導入や、市内産

業の競争力向上に資する再エネの導入を促進するとともに、港湾等物流インフラの高度化・脱炭素化を進め、広く国内外に本市の取組を周知することなどにより、「再エネ都市・唐津」ブランドを構築し、再エネを中心とした脱炭素社会の実現と関連性の高い産業の集積を図るとともに、雇用者の給与増や高い付加価値の創出、地域内の関連産業への経済波及効果等による地域内経済の好循環を目指す。

（２）経済的効果の目標

- ・ 佐賀県の1事業所当たりの平均付加価値額（産業中分類全体）が4,472万円（経済センサス-活動調査(令和3年)）であることから、1事業所当たり平均45百万円(百万円未満切上)の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を3件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.28倍の波及効果を与え、促進区域で173百万円の付加価値額を創出することを目指す。
- ・ 173百万円は、促進区域の全産業付加価値額(7,934百万円)の約2.1%、産業分野(「金属製品」、「汎用機器」、「生産用機器」「電気機器」「輸送機器」「その他製品」)の付加価値合計(2,399百万円)の約7.2%であり地域経済に対するインパクトが大きい。
- ・ また、KPIとして、促進区域内の地域経済牽引事業の新規事業件数、地域経済牽引事業の平均付加価値額(波及効果を含む)、促進区域内の地域経済牽引事業の新規雇用者数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	－百万円	173 百万円	－

【任意記載のK P I】

	現状	計画終了後	増加率
促進区域内の地域経済牽引事業の新規事業件数	－	3 件	－
地域経済牽引事業の平均付加価値額（波及効果を含む）	－	58 百万円	－
促進区域内の地域経済牽引事業の新規雇用者数	－	12 人	－

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が平均 45 百万円（百万円未満切上）（佐賀県の 1 事業所あたり平均付加価値額「経済センサス-活動調査令和 3 年」）を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 12%以上増加すること
- ② 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 6%以上増加すること
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 3%以上増加すること
- ④ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 1%以上増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

なし

(2) 区域設定の理由

なし

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

唐津市の太陽光発電、風力発電やバイオマス発電等のポテンシャルを活用したエネルギー関連分野

(2) 選定の理由

- ・ 本市では、イチゴ、柑橘果実、佐賀牛等の農産物生産や、玄界灘に面した漁場でのアジ、サバ、イカ等の漁獲量が多い。しかし、農水産業は暖房や照明、動力用などのエネルギー消費が生産コストの割合を大きく占める。また、市内の製造業は、農水産物の加工が中心であり、あわせて機械金属等の工場が本市内に立地しているため、これらの産業では、加熱や加工等のためのエネルギーを多く消費している。こうしたエネルギーのほとんどは石油系のエネルギーを利用しているため、二酸化炭素の排出が増加しており、地球温暖化対策として、石油依存度の高さを低減するための対策が必要となっている。
- ・ 本市の地域経済循環分析では、平成 30 年(2018 年)時点でのエネルギーコストが 78 億円域外流出しており、その規模は GRP（域内総生産）の約 2.2%に相当する。
- ・ 本市内における太陽光発電・風力発電・バイオマス発電・河川水ヒートポンプ・海洋エネルギー等のエネルギー源に関して限定的に試算した供給可能率は、石油・石炭・天然ガス・電力等を含む総エネルギー換算における本市内のエネルギー消費量（7,115TJ、

1,978,000MWh) に対して約 213% (唐津市再生可能エネルギー総合計画 (平成 25(2013) 年) となっており、本市内で消費しているエネルギーの約 2 倍以上が地域資源として、眠っている状態である。

- その一方で、実際に使われている再エネは市内の消費電力量に対して約 5% (エネルギー自給率) (唐津市再生可能エネルギー総合計画 (平成 25(2013) 年) で両者の間には 40 倍もの開きがあり、再エネ事業者を呼び込み、更なる再エネの利活用、導入拡大を図っていく必要がある。
- また、本市内の化石燃料を使用する事業者や設備等に関しては、電化や水素利用の促進を図る。また、域内の再エネ資源を域内で活用する地産地消モデルを確立することが出来れば、エネルギーコストとして域外に流出している資金を域内で循環させることができ、新たな投資や雇用の創出に繋がる。そのため、可能な限り再エネを導入することが、域内の経済活性化にも寄与するものと考えられる。
- 本市の再生可能エネルギー発電設備導入容量は令和 3 年(2021 年)度現在で 191,924kW (唐津市第 2 次唐津市環境基本計画改訂版 (令和 5(2023) 年) となっており、着実に増加している。
- また、温室効果ガス排出量 (唐津市第 2 次唐津市環境基本計画改訂版 (令和 5(2023) 年) は、令和 2 年 (2020 年) 度において 664 千 t-CO₂ であり、基準年度とする平成 25 年(2013 年) 度 1,024 千 t-CO₂ であり、比較すると 360 千 t-CO₂ 減で、35.1%の減少となっている。家庭部門や業務その他部門は約 45%程度減少しており、減少の主な要因として、電力の排出係数が約 40%低下していることや省エネ機器、省エネ行動の普及が考えられる。
- 本市では、産官学の連携による低炭素な地域づくりや新エネルギー産業及び雇用の創出、地域既存企業との連携による経済効果創出、さらに再エネの積極的な導入を目指して、平成 24 年(2012 年)6 月に「唐津市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会づくりの推進に関する条例」を制定した。また、その翌年平成 25 年(2013 年)には、同条例を推進するため、それまでの実績・取組である構想やビジョンを総括した「唐津市再生可能エネルギー総合計画 (以下、再エネ総合計画)」を策定した。同計画では、温室効果ガスを排出しない脱炭素社会の構築を目指すとともに、再エネ事業推進による地域経済の活性化を目指している。平成 28 年度(2016 年)には、再エネ総合計画を実行に移すべく、産学官で組織した「地域エネルギー推進戦略会議」を立ち上げており、地域資源を活かした再エネ事業の推進と地域振興について、地元企業等の理解を深めながら、協議を進めている。社会情勢等の変化を捉え、SDGs の三側面 (環境、経済、社会) の視点から目標を設定するなど、脱炭素化と地域活性化の実現に向けて、令和 5 年 (2023 年) 度中に「再エネ総合計画」を改訂する。以上を踏まえ、これまでの取組で得た知見も生かしつつ、生産拠点の整備や産業基盤づくりによるイノベーションの創出、唐津市の豊富な再エネ資源を活用した事業の更なる創出、エネルギー構造の転換等を進めることにより、脱炭素化、レジリエンス機能の強化、地域活性化、雇用創出、を実現させ、地域全体の付加価値額向上を目指す。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かした再エネ導入等による地域活性化等を実現していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、事業コストの低減や本地域にしかない強みを積極的に創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

市は、その財政状況及び税制の公平性を勘案しながら、必要な場合において、一定の要件を課した上で、固定資産税の課税免除措置に関する条例を整備するように努める。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

市では、地域経済牽引事業の促進に資するため、唐津市の各種統計情報を市公式ホームページで公開している。これらのデータを適宜、活用して地域経済牽引事業者への情報提供を行っていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

唐津市役所経済部内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、佐賀県を含む関係機関や庁内関係部署と情報共有し、緊密に連携して対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

地域企業の実情に応じたきめ細かい支援を実施すべく、事業者のGXの促進に資する人材育成への支援等に取り組む。

また、立地企業への定期的な訪問活動やアンケート調査などにより、立地企業の現状やニーズの把握に努め、企業にとって有益な対応を検討・実施する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度 (初年度)	令和7年度～ 令和9年度	令和10年度 (最終年度)
【制度の整備】			
固定資産税課税免除措置の整備（市町）	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
公共データ公開	順次公開	順次公開	順次公開
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
受付窓口	—	基本計画同意に併せて実施	基本計画同意に併せて実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、市内の関係者が連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、佐賀県及び唐津市は、脱炭素・エネルギー分野を主体とする地域事業に取り組む事業者等に対し、脱炭素や再エネに関する施策や補助金などの情報発信等を行う。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

唐津市商工会議所は、地域企業のサポートと経済発展を促進する役割を果たしている。

事業者育成、ネットワーキング、セミナー開催を通じて地域社会の活性化に寄与するとともに、再エネ産業の振興を目指して持続可能な発展と環境保護にも注力している。

佐賀県産業イノベーションセンターは、佐賀県の産業振興を目的に経営基盤の強化、経営の革新、研究開発の推進等の幅広い支援の事業を行っている。

佐賀県と佐賀大学が共同で運営している再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォーム（CIREn（セイレン））は、「佐賀県再生可能エネルギー等先進県実現構想」の実現に向け、再生可能エネルギー等に関連した研究開発、市場開発、人材育成等を進めている。

これらの取り組みにより、唐津市の将来を支える企業の成功を支援している。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

唐津市は「唐津市環境基本条例」に基づき、「唐津市環境基本計画実施計画」を定めており、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう考慮する。環境関係法令の順守や環境保全環境負荷の低減に向けた十分な検討を実施し、地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

玄海国定公園内において事業を実施する地域経済牽引事業計画の提出があった場合は、九州地方環境事務所へ相談の上必要な調整を行うほか、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域の檜原湿原、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落の虹の松原、自然公園法に規定する県立自然公園である天山県立、八幡岳県立、脊振北山県立自然公園などの環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、佐賀県と唐津市の自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の減量化や再生利用、リサイクルの積極的な推進を図るとともに、自然エネルギーの利活用等の地球温暖化防止対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりや不適正処理対策の徹底を周知、啓発していくことで、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

佐賀県では、県と警察が共同して「佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」を制定し、県民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るとともに、県、警察、県民、事業者、防犯ボランティア団体、関係機関団体が連携して、犯罪の防止のための自主活動や環境整備に取り組み、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現を目指しているところである。地域経済牽引事業の実施にあたっては、同条例に基づき、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏等を確保するために効果を有する取り組みを住民の理解を得ながら行う。

(3) その他

①PDCA 体制の整備等

地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針に基づき、毎年度、地域経済の状況及び承認した地域経済牽引事業計画の実施状況、地域経済牽引事業への支援措置等、基本計画の進捗状況に関するとりまとめを行い、国に報告するとともに、効果の検証と事業の見直しを実施し、その結果についてホームページなどで公表する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

なし

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

なし

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

なし

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から 2028 年（令和 10 年）度末日までとする